

発議第 8 号

大台町議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 7 年 1 2 月 9 日 提出

提出者 大台町議会運営委員会委員長 古家 大輔

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、議会に係る手続のオンライン化に対応するとともに、所要の整備等を行うために改正するものである。

別紙

大台町議会委員会条例の一部を改正する条例

大台町議会委員会条例（平成 18 年大台町条例第 158 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「特別委員会の委員」を「特別委員」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第 7 条中第 2 項から第 4 項までを削り、第 1 項を第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

第 7 条第 5 項を同条第 3 項とし、同条第 6 項に次のただし書を加える。

ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。

第 7 条中第 6 項を第 4 項とし、第 7 項を第 5 項とする。

第 13 条の次に次の 1 条を加える。

（開会の特例）

第 13 条の 2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下この条において「オンラインによる方法」という。）を活用して委員会を開会することができる。

（1）大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

（2）育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

2 前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法によって出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 オンラインによる方法を活用した委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第 18 条第 1 項中「委員会」の次に「（第 13 条の 2（（開会の特例））第 1 項の規定により開会するものを除く。）」を加える。

第 22 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第 26 条（（代理人又は文書等による意見の陳述））において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第 26 条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第 27 条に次の 1 項を加える。

- 3 第 1 項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は記名押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。